

高知県森林計画関係付属資料取扱要領

平成 17 年 9 月 1 日付け	17 高森推第 325 号
森林局長通知	
一部改正	
〔平成 18 年 1 月 18 日付け	17 高森推第 541 号〕
〔平成 19 年 9 月 25 日付け	19 高森推第 223 号〕
〔平成 23 年 3 月 11 日付け	22 高森推第 551 号〕
〔令和 元年 7 月 26 日付け	元高森推第 82 号〕
〔令和 4 年 2 月 4 日付け	3 高森推第 461 号〕

(趣旨)

第 1 この要領は、地域森林計画の樹立・変更に伴い作成した森林簿、森林計画図、公共測量の測量成果である森林基本図、高知県森林情報管理システム等（以下「システム」という。）で出力される帳票並びに、システムに搭載する森林計画図及び森林簿データ等並びに空中写真等（以下「付属資料」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第 2 付属資料の取扱いについては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産事務次官依命通知）、森林経営計画制度運営要領（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林整計第 120 号林野庁長官通知）、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）、測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）、測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）、高知県情報公開条例（平成 2 年 3 月 26 日高知県条例第 1 号）、高知県個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 27 日高知県条例第 2 号）、高知県電子計算機運営規程（平成 6 年 4 月 22 日高知県訓令第 8 号）、高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程（平成 16 年 11 月 16 日高知県訓令第 18 号ほか共同発令）、高知県情報セキュリティ対策基準（平成 16 年 11 月 29 日付け 16 高情企第 387 号副知事通知）によるほか、この要領による。

(付属資料の種類・配備)

第 3 付属資料は、その種類毎に別表 1 のとおりとし、林業振興・環境部森づくり推進課、林業事務所（嶺北地域においては嶺北林業振興事務所。以下「林業事務所等」という。）及び森林技術センターに配備（以下「配備機関」という。）する。

ただし、電子データで保存等されているものについては、利用実態等を勘案のうえ配備機関の長の判断により、印刷物として常備することを省略することができるものとする。

(付属資料の利用範囲)

第 4 付属資料の利用できる範囲は、別表 1 の範囲内とする。

2 森林基本図以外の付属資料は、その目的が、森林・林業行政の推進を図る場合又は公益上の理由により必要が生じた場合において、閲覧、交付及び貸出（以下「閲覧等」という。）をすることができるものとする。なお、それ以外の目的による閲覧等は、高知県情報公開条例、高知県個人情報保護条例の手続きによることとする。

3 別表 1 に掲げる付属資料のうち、購入あるいは外部からの無償提供等により配備され利用ライセンスや使用目的等に制限のあるものについては、その権利・制限を超えて利用

することはできない。

(付属資料の目的・性格)

第5 付属資料は、主として地域森林計画の作成に必要な森林資源の基礎資料及び地域森林計画の実行上必要な森林施業の指針を得るために整備したものであり、森林計画制度の円滑な運用のため、森林法第10条の5第1項の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立や森林法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の作成等にも活用するものである。

なお、整備された付属資料は、森林計画関係以外にも、森林・林業行政を推進するために活用する。

2 森林計画図は原則として林況により分割したものであり、地番界を特定したものではない。

3 森林簿に記載している地番、森林所有者、面積、制限林の種類等は登記簿等と整合性を図っているものではない。また、材積及び面積は、実測したものではない。

(付属資料の管理)

第6 付属資料の管理責任者（以下「管理者」という。）は、配備機関の長とする。

2 管理者は、次項で定める管理担当者に付属資料を指定の場所に保管させ、き損または紛失しないよう管理させなければならない。

3 管理担当者は、林業振興・環境部森づくり推進課においては課長補佐兼チーフ（計画・森林管理システム推進担当）、林業事務所においては振興課長、嶺北林業振興事務所においては次長、森林技術センターにおいては森林経営課長とする。

(付属資料の閲覧)

第7 付属資料の閲覧は、別表1の「利用範囲」に基づき、森林計画関係付属資料閲覧申請書（第1号様式）を管理者に提出して行うものとする。

2 付属資料のうち森林簿等の個人情報を含むものについては、森林の所在（大字、字、地番）、森林所有者（住所、氏名、共有者数、所有形態）の項目を除くものとする。

ただし、申請者が次号以下の場合には、全ての項目を閲覧することができるものとする。

(1) 申請者が、本人又はその法定代理人若しくは、高知県個人情報保護条例第15条第3項に規定する死者に関する個人情報の開示請求をすることができるあらかじめ定めた者（以下「本人等」という。）であるとき。

その場合、管理者は、高知県個人情報保護事務取扱要綱第4の2の(4)に準じて、本人等であることの確認をしなければならない。

(2) 本人の委任があるとき。

その場合、申請者は、委任状（第2号様式）を提出するものとする。

(3) 森林所有者との受委託契約等に基づき一定期間にわたる施業の実施に係る権限を一括して取得した（あるいは取得しようとする）森林について、森林経営計画その他施業等の集約化を図る計画を作成しようとする者。

なお、上記の場合、個人情報の管理に関する誓約書（第3号様式）を提出するものとする。

(付属資料の交付)

第8 付属資料の交付は、別表1の「利用範囲」に基づき、森林計画関係付属資料交付申請書（第1号様式）を管理者に提出して行うものとする。

2 付属資料のうち森林簿等の個人情報を含むものについては、森林の所在（大字、字、地番）、森林所有者（住所、氏名、共有者数、所有形態）の項目を除くもので、必要最小限の項目について交付するものとする。

ただし、前条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全ての項目を交付することが

できる。

- 3 管理者は、付属資料のうち原図、帳簿、帳票等紙文書の交付を行うときは、県民サービスと考えられる範囲内で行うものとする。

それ以上の交付について、管理者は、データによる交付又は貸出により対応するものとする。これによらない場合、申請者は、高知県情報公開条例の手続きにより開示の請求をし、交付に係る費用を負担するものとする。

- 4 付属資料のうちデータの交付申請をする場合、データを記録する電子媒体（CD-ROM、DVD等）の費用は、申請者が負担するものとする。

（付属資料の貸出）

- 第9 付属資料の貸出は、別表1の「利用範囲」に基づき、森林計画関係付属資料借用書（第4号様式）を管理者に提出して行うものとする。

（測量成果の複製）

- 第10 付属資料のうち森林基本図（第2原図）及び森林計画図（原図及びシステムに搭載するラスターデータ（旧森林計画図））並びに高知県が撮影した空中写真（利用者が購入したもの）の測量成果の複製は、測量法第43条に基づき行うものとする。

なお、この場合の複製とは、付属資料の一部または全部を複製し、他の製品などに利用することをいう。

- 2 測量成果の複製をしようとする者は、測量法第43条の規定に基づき測量成果の複製承認申請書（第5号様式）を知事に提出し承認を得なければならない。
- 3 知事は、提出された測量成果の複製承認申請書を審査し、適当と認められたときは、承認番号、作成年月日、測量計画期間の明示等の条件を付して測量成果複製承認書（第6号様式）により承認するものとする。
- 4 知事は、複製しようとする者が測量成果を複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足りる充分な理由がある場合においては、承認してはならない。

（測量成果の使用）

- 第11 付属資料のうち森林基本図（第2原図）及び森林計画図（原図及びシステムに搭載するラスターデータ（旧森林計画図））並びに高知県が撮影した空中写真の測量成果（利用者が購入したもの）の使用は、測量法第44条に基づき行うものとする。

なお、この場合の使用とは、付属資料の内容の一部または全部を使用して調製し、他の製品などに利用することをいう。

- 2 測量成果の使用をしようとする者は、測量法第44条の規定に基づき測量成果の使用承認申請書（第7号様式）を知事に提出し承認を得なければならない。
- 3 知事は、提出された測量成果の使用承認申請書を審査し、適当と認められたときは、承認番号、作成年月日、測量計画期間の明示等の条件を付して測量成果使用承認書（第8号様式）により承認するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 森林簿等管理要領（平成5年3月16日付け4林第703号）、空中写真測量成果等取扱要領（平成5年3月16日付け4林第703号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。